

随意契約結果（業務委託）

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WT O
1	障がい者の就業訓練を目的とした西成区役所清掃委託業務（日常清掃）【長期継続】	01-01：建物等各種施設管理建物等清掃	大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合	21,261,240円	令和5年4月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
2	令和5年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託	13-17：各種施策研究・調査	ランドブレイン株式会社	2,992,000円	令和5年4月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
3	令和5年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託	13-17：各種施策研究・調査	有限会社ケース	3,234,000円	令和5年4月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
4	大阪フィルハーモニー交響楽団出前コンサート事業	04-03：催事	公益社団法人大阪フィルハーモニー協会	1,400,000円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G2	-
5	西成情報アーカイブネット企画運営事業	13-26：その他	公立大学法人大阪	1,592,313円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G2	-
6	令和5年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託	13-26：その他	萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社	93,617,392円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
7	令和5年度西成区単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業業務委託	13-26：その他	ひと花プロジェクト 代表事業者 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構	6,241,505円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
8	令和5年度西成版サービスハブ構築・運営事業業務委託	13-26：その他	ヨリドコ西成連合体 代表事業者 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構	35,342,907円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
9	令和5年度 西成区コミュニティ育成事業	13-26：その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	11,925,001円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
10	令和5年度基礎学力向上支援事業業務委託	13-26：その他	株式会社イング	8,184,000円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
11	プレーパーク事業業務委託	13-26：その他	大阪教育文化振興財団・こどもの里・あそびパークProject共同事業体	15,121,700円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G5	-
12	あいりん結核患者療養支援事業業務（概算契約）	13-26：その他	社会福祉法人大阪自彊館	16,548,520円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G4	-
13	西成区あいりん地域内結核対策事業業務委託（長期継続契約）	13-26：その他	社会福祉法人大阪自彊館	45,860,331円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G4	-
14	西成特区結核健康診断業務（単価契約）	13-26：その他	一般社団法人大阪府医師会	7,152,640円	令和5年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	G2	-

随意契約理由書

1 案件名称

障がい者の就業訓練を目的とした西成区役所清掃委託業務（日常清掃）

2 契約の相手方

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合

代表理事 富田 一幸

3 随意契約理由

本市や大阪府の取り組みから、障がいのある方において、訓練により清掃業務に適性が高まり、雇用に結びついた実績が上がっていることから、本市施設の清掃業務を活用した実践的な就業訓練を委託し、訓練から雇用・就労へとつなげ、障がい者の自立と社会参加を図るものである。

上述した目的を達成するため、受託事業者の持つ障がい者への就業訓練に関するノウハウや一般就労へ向けた支援などの専門性を活用するため広く企画提案を募集し、福祉局において実施した公募型企画競争方式《コンペ方式》における選定結果をもとに、受託事業者の決定を行うもの。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

随意契約理由書

1 事業名称

令和5年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託

2 契約相手方

ランドブレイン株式会社 大阪事務所
所長 山北 知

3 随意契約理由

あいりん地域を中心とした諸課題や西成区の将来に向けた課題等の解決などを図るため、「まちの活性化・イメージアップ」「若者や子育て世帯の流入促進」を終局的な目標として、平成25年度から西成特区構想を開始し、平成25年度から29年度までの第一期計画では、「あいりん地域を中心とした環境改善」の取組み、令和4年度までの第二期計画では、第一期計画の取組みを基盤として、「にぎわいの創出やまちのイメージの改革など」の各種取組みを進めている。

令和5年度から5年間の第三期計画では、これまでのあいりん地域中心であった取組みを西成区全体に広げ、「人口減少に歯止めをかける」ことを目標に、子育て・教育分野やまちづくりの分野について重点をおいて取り組んでいくこととしている。

まちづくりの分野の「あいりん総合センター、市営萩之茶屋第二住宅跡地及び両建物間の市道」（以下「跡地等」という。）の利活用については、令和3年3月に大阪府・大阪市で策定した「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想」（以下「活用ビジョン」という。）の実現に向けて、地域との議論を深めるとともに、公募に向けて事業者の参画意欲を高める取組につながる「住民の福利・にぎわいゾーン」（跡地等北側の大阪市宅地（融合空間の多目的広場を含む）を指し、以下「北側宅地」という。）の具体的な利活用について、必要な調査及び検討を行うものである。

そこで、昨年度に引き続き活用ビジョンを基に、令和3年度から実施している福利・にぎわい検討会議での地域の意見を反映した「住民の福利・にぎわいエリア」（跡地等北側の大阪市宅地を指し、以下「北側宅地」という。）の具体的な利活用に必要な検討及び提案について業務委託を行う。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和5年3月13日に実施した、令和5年度あいりん総合センター跡地等における「住民の福利・にぎわいエリア」の利活用方策検討業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 担当部署

西成区役所 総合企画課 （電話番号 06-6659-9684）

随意契約理由書

1 事業名称

令和5年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託

2 契約相手方

有限会社ケース

3 随意契約理由

あいりん地域を中心とした諸課題や西成区の将来に向けた課題の解決などを図るため、平成24年10月に取りまとめられた「西成特区構想有識者座談会報告書」を踏まえて、平成25年度より、本格的に西成特区構想の取組みをすすめてきた。

また、平成30年4月には「西成特区構想、5年間の成果と次期特区構想についての有識者提言」が、同年10月には「西成特区構想まちづくりビジョン2018～2022有識者提言」が取りまとめられた。

現在、これらを踏まえ、平成30年度から令和4年度までを第二期西成特区構想と位置づけ、「来訪者の増加」「子育て環境の充実」などを目標に「あいりん総合センター跡地等」の利活用に向けた検討や、中長期的課題である子育て支援、観光振興などの取組みを行っているところである。

令和4年度末で第二期が終了することから、令和4年8月、西成特区構想のこれまでの成果と次期特区構想について有識者により取りまとめられた、「第三期西成特区構想 有識者提言」が本市に提出された。

これに基づき令和4年9月、戦略会議において、令和5年度から5年間、第三期西成特区構想と位置づけ、継続実施することが決定した。

第三期では、これまでのあいりん地域中心であった取組みを西成区全体に広げ、「人口減少に歯止めをかける」ことを目標に、子育て・教育分野やまちづくりの分野についても、本格的に着手していく。

令和5年度は、主観・客観の両面的な指標等により、これまでの取り組みの効果測定や、さらなる内容の向上を図ることはもちろんのこと、第三期西成特区構想の目標達成に向けた施策の充実を図るにあたり、現状の的確な把握のもと、検討を行っていく必要があることから、所要の調査を実施するものである。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和5年4月10日に実施した令和5年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託事業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）

1 案件名称

大阪フィルハーモニー交響楽団員出前コンサート事業

2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

3 随意契約理由

事業目的としては、子どもたちの心に深く芸術文化に触れた記憶を残すとともに、地域への愛着や誇りをはぐくみ、魅力ある地域へと変革させる人材育成につなげることである。

この趣旨に沿って実施するのが、区内の小中学校の児童・生徒に大阪フィルハーモニー交響楽団のプロの技術ある演奏を鑑賞してもらい、演奏後に各演者の方の楽器との出会いや成功体験などを聞くことにより、将来の目標を見出し、いける人材育成への取り組みである。

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団（大フィル）の運営を行っている。大フィルは西成区を活動拠点としており、また活動拠点である大阪フィルハーモニー会館（大フィル会館）は、区民の音楽活動の場としても開放されている。

大フィルは年間 80 回を超えるクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会等の開催ノウハウを十分有している団体である。また、西成区では大フィルを魅力あふれるコンテンツとして“区の財産”と位置付け、従前から区内事業にも格別の協力をいただいております。西成特区構想有識者座談会報告書においても、「大阪フィルハーモニー交響楽団が西成区に本拠地を置いているメリットを活かし、課外活動を活性化することにより教育の魅力を高めることになる」旨、提言を受けている。この事業を地域交流のノウハウを持つ同法人に委託することで、プロの演奏に触れるだけでなく、団員が各小中学校に出向くことにより、ワークショップを実施することが可能となり、相乗的な効果が得られる。

以上のことを踏まえ、この事業を効果的に行うことができ、かつ区内に活動拠点を置く唯一の事業者であるため、本件の契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき）に該当する上記事業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06 - 6659 - 9684）

随意契約理由書

1 案件名称

西成情報アーカイブネット企画運営事業

2 契約の相手方

公立大学法人 大阪

3 随意契約理由

西成情報アーカイブネット企画運営事業は、地域に既に存在する歴史的・学術的価値のある資料を、収集・整理・公開し、次世代に伝えていき、また資料を活用した学習会や交流企画を実施することにより、多様な歴史の理解と地域力の醸成につなげることを目的に実施します。

本事業は、平成 25 年 6 月 4 日に締結した公立大学法人大阪（大阪市立大学）との連携協定に基づく事業であり、本事業を公立大学法人大阪に委託することで、実際のアーカイブの拠点の運営と大学がノウハウを持ち実施する学術系イベント等を併せて実施することが可能となり、相乗的な効果が得られます。

また公立大学法人大阪は、既に西成区に関係する歴史的な価値があり学術研究にも活用できる資料を多数収集しており、また整理・公開・活用について一定のノウハウを持っています。したがって大阪公立大学が所有している資料を活用し広く公開することで、多くの方々に西成区の正しい歴史を伝え、知っていただくことができます。

以上の理由により、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき）に該当するので、上記事業者と特名随意契約をおこないます。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06 - 6659 - 9684）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託

2 契約の相手方

萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社 業務執行社員 西口 宗宏

3 随意契約理由

あいりん地域環境整備事業は、あいりん地域の特性及び意向等に十分配慮しながら進める必要があり、事業から生じる就労口に地域に暮らす野宿生活者や生活保護受給者を雇い入れ、その方々の自立を促す目的もあることから、業務を委託するにあたっては、予めその事業者が持っている、考え、専門性及びノウハウなどを見聞し、受託事業者としての力量や適性を推し量る必要がある。また、事業に新たな知識や創意工夫を取り入れなければならないことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望まされたため、公開型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、『萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社』が契約相手方として最適であるとのことであったため、本事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度西成区単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業

2 契約の相手方

連合事業体「ひと花プロジェクト」

代表事業者 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構 理事長 山田 實

3 随意契約理由

本業務は、高齢者の生活支援に寄り添い、社会参加に向け地道な取り組みが求められるだけでなく、着実に地域コミュニティとの接点を見いだすことが求められるが、行政にはそのようなノウハウやコネクションに乏しく、予め詳細な仕様として提示することが困難である。

そこで高齢者福祉の実務経験を有し、かつ周辺地域とのネットワークを有する事業者から広く企画提案を募り、本業務に係るアイデアなどを取り入れることで、本業務の有効性を確保し、ノウハウなどの蓄積をめざすこととし、プロポーザル方式による受注業者の選定を行うこととした。

結果、連合事業体「ひと花プロジェクト」は、令和5年3月10日に開催された事業者選定会議において、優れた提案を行った事業者であると評価されたため、当該事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）業務委託

2 契約の相手方

連合事業体「ヨリドコ西成連合体」

代表事業者 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構 理事長 山田 實

3 随意契約理由

本業務は「地域における資源を開拓・利用し、対象者に対していかに有効なサービスを提供するのか」が根幹の部分になるが、行政側において、そのようなノウハウを持ち合わせていないため、詳細な仕様を提示することが困難である。

逆に、その部分について、福祉実務を担い、かつ、最先端の知識を持ち合わせている事業者を公募して、持てるアイデアやノウハウを提示させることにより、行政側において想定できないような有用なプランを事業に導入することが可能となる。

そこで、事業者から広く企画提案を募り、本業務に係るアイデアなどを取り入れることで、本業務の有効性を確保し、ノウハウなどの蓄積をめざすこととし、プロポーザル方式による受注業者の選定を行うこととした。

結果、連合事業体「ヨリドコ西成連合体」は、令和5年3月10日に開催された事業者選定会議において、優れた提案を行った事業者であると評価されたため、当該事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9792）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 西成区コミュニティ育成事業

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、様々な機会を通じて、これまで関わりのなかった区民や団体がつながり、住民主体の活動を拓げることで、区におけるコミュニティの活性化・地域福祉の推進を目的としている。令和5年度における業者選定にあたっては、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識・経験・専門性を活用するため、公募型プロポーザルにより、応募のあった提案内容等について、学識経験者等の専門委員の意見を聴取しながら、その妥当性等の審査を行い決定することとした。

令和5年2月22日に「令和5年度西成区コミュニティ育成事業委託事業者選定会議」を実施した結果、上記事業者を選定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所市民協働課（電話番号 06 - 6659 - 9734）

特名理由

本事業は、区内の小学校3・4年生を対象に、夏休みや平日の放課後及び土曜日を利用し、基礎学力の中心となる国語・算数を中心に学習支援を行い、学ぶことの大切さや楽しさを実感することで学習意欲の向上と学習習慣の定着を図り、学力に応じた指導を行うことで児童の学力向上を図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和5年2月21日に開催された「基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール）」業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「株式会社イング」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

特名理由

委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用した。

令和5年2月14日に開催された「プレーパーク事業業務委託」選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「大阪教育文化振興財団・こどもの里・あそびパーク Project 共同事業体」を実施事業者と決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき当該事業者と随意契約を行う。

随意契約理由書

1 案件名称

あいりん結核患者療養支援事業（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館 理事長 川端 均

3 随意契約理由

本事業は、あいりん地域の結核事情の改善を図るため、令和9年までに西成区における結核罹患率45.2を達成するため、集中的に実施するあいりん地域への結核対策の一つである。

本事業の目的は、大阪市内の住居不定者で、結核治療が必要である者を結核治療に必要な期間に限り、本市が居所として確保するあいりん地域内の個室や施設に入所させ、服薬支援(DOTS)を利用し、確実に治療完了へ導くサポートを行うとともに、生活支援及び指導等を通じて自立促進を図ることである。

結核患者は、幅広い年齢層が考えられるとともに、結核治療を成功させるためには、最低でも6か月かかる治療期間に毎日服薬することが必要不可欠であるが、住居不定者が野宿生活の状態でも長期にわたる治療期間を終えることは難しく、治療を成功に導くには、衣・食・住の環境を提供し、生活を支援、指導することが必要である。

このような条件を満たし、確実に治療成功に導くことができるのは、要保護者へ生活扶助を行う生活保護関連施設であるが、国の認可に基づく生活保護施設は使用の対象者が決まっており、本事業対象者の使用は困難である。

このため、あいりん地域内にある国の認可に基づく生活保護施設以外で衣食住の提供、生活の支援、指導を行う施設は、本市が社会福祉法人大阪自彊館へ委託し、三徳生活支援センター事業として、住居不定者等へ短期間、衣食住の提供、生活の支援、指導等を行う、三徳生活ケアセンター以外にない。

以上から、あいりん結核患者療養支援事業の実施あたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特名随意契約により社会福祉法人大阪自彊館と契約するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

西成区役所 保健福祉課（結核対策担当）

随意契約理由書

1 案件名称

西成区あいりん地域内結核対策事業業務委託（長期継続契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪自彊館 理事長 川端 均

3 随意契約理由

あいりん地域における結核対策については、現在、早期発見を目指した胸部エックス線検診車による結核健康診断とあいりんを主たる生活の場とする結核患者を対象として確実に治癒に導く「あいりんDOTS」(服薬支援事業)を実施している。結核健康診断は月4回程度実施しており、開催場所については西成労働福祉センターに加え、簡易宿所や福祉アパートの入居者を対象としたあいりん地域内の複数か所で実施している。あいりんDOTSは拠点（あいりん地域内のDOTS実施場所に患者が来所）と訪問（DOTS支援者が患者宅を訪問）の方法で実施している。このような事業を遂行するに当たっては、高度な知識・技術、創造性、構想力、ノウハウや応用力が要求されることから、広く企画の提案を受け、一番良い企画を採用するため、企画競争方式（プロポーザル方式）による受注業者の選定を行うこととした。

そして、社会福祉法人大阪自彊館は、令和5年2月24日に開催された事業者選定会議において、優れた提案を行った事業者であると評価されたため、契約を締結するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

西成区役所 保健福祉課（結核対策担当）

特名随意契約理由書

- 1 案件名称
西成特区結核健康診断業務

- 2 契約の相手方
一般社団法人 大阪府医師会
結核健康診断業務の取扱を希望し参加基準を満たした医療機関（非医師会）

- 3 随意契約理由
西成特区結核健康診断業務は、西成区で生活保護受給中の満65歳以上の方及び西成区北東部の一部地域在住の満15歳以上の方を対象に行う健診であり、医療機関に業務依頼（委託）することにより受診機会を拡大し、結核の早期発見、早期治療に努め、西成区民の健康保持に資することを目的として実施するものである。
本業務を遂行するためには、胸部エックス線直接撮影を行える医療機関の協力が不可欠であり、健診業務を希望し参加基準を満たした各医療機関と委託契約を行う。
また、医師会所属の各委託医療機関については、個別に契約締結し連絡事務その他委託料請求事務等を行うよりも、それらの事務を取りまとめて行う方が合理的であるため、当該事務を行える唯一の団体である一般社団法人大阪府医師会と一括して契約締結を行う。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号